

東京経済大学オープンアクセスポリシー実施要領

2025年12月4日
制定

この要領は「東京経済大学オープンアクセスポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の実施に必要な事項について説明するものです。

（趣旨）

1. 東京経済大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、本学の研究活動によって得られた研究成果等を学内外に広く公開することを通じて、学術研究の進展と豊かで公正な社会の実現に寄与するために、オープンアクセスポリシーを以下のとおり定める。

- (1) オープンアクセス（以下「OA」という。）とは、学術論文等をインターネット上で公開して、誰もが無償でアクセスし、閲覧可能にすることを指します。
- (2) 本ポリシーは、本学の研究者による自発的な研究成果の発信を促し、本学が組織全体として OA を推進することの意思表明となるものであり、研究者の意思に反して研究成果の公開を求めるものではありません。
- (3) ただし、科学研究費の受給等に伴う研究成果の公表要請・義務が課せられている場合は、研究者はそのルールに対応しつつ、本ポリシーに則って公開を行う必要があります。特に、国の定めた方針（「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」統合イノベーション戦略推進会議 2024年2月16日決定）に基づき、研究成果の即時 OA 化が義務づけられる競争的研究費を受給した研究者は、原則的に、研究成果となる論文及びその根拠データを即時にリポジトリ等で公開しなければなりません。

（研究成果の公開）

2. 本学は、出版社、学協会、大学等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）及びその根拠データを、本学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又は研究者が選択する他の方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

（1）「研究者」の範囲

本ポリシーの対象となる「研究者」は、原則的に、本学の専任教員および客員研究員、並びに大学院生を指します。なお、研究者が退職等により本学に在籍しなくなった場合も、リポジトリに登録された研究成果は引き続き保存・公開されます。

(2) 「研究成果」の範囲

- ・本ポリシーの対象となる「研究成果」は、原則的に、出版社、学協会が発行する学術雑誌に掲載された学術論文、及び本学又は他大学の紀要に掲載された論文等を指します。査読の有無は問いません。
- ・また、ここで言う「根拠データ」は、基本的に、上記の研究成果の根拠となるデータで、掲載誌等によって公表が求められる適切な研究データを指します。詳細については、以下の説明もご参照下さい。

「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策について」（内閣府資料） <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20240814.htm>

「科研費における研究データの管理・利活用について」（日本学術振興会）

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/

- ・これ以外の研究成果についても、「東京経済大学学術機関リポジトリ管理運用規程」に基づきリポジトリへの登録が可能です。
- ・なお、即時 OA 化が義務づけられる研究成果の範囲は、上記の「基本方針」において、「査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文）」及び「根拠データ」と定められています。

(3) 公開の方法

研究成果・根拠データは、本学リポジトリでの公開のほか、研究者が選択する他の方法による公開（OA ジャーナルへの掲載、外部機関が設置するリポジトリでの公開等）も可能です。

(4) 著作権

リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはありません。登録前の著作権者が著作権を保持し続けます。

（適用の例外）

3. 著作権等のやむをえない理由で公開が不適切であると研究者又は本学が判断した場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 「公開が不適切である」と判断される例としては、次のようなケースが考えられます。

- ・著作権を出版社、学協会等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合。（公開可能となるまでの期間（エンバーゴ）が設定されている場合は、その期間終了後に公開することになります。）
- ・共著者の同意が得られない場合。
- ・個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上の公開が不適切である場合。
- ・捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合。

(2) 公開の適否について本学の判断が必要になる場合は、研究委員長と図書館長が協議のうえで判断します。

(適用の不適及)

4. 本ポリシー施行以前に発表された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(1) 本ポリシーは、施行日（2025年12月4日）以降の研究成果に適用されます。ただし、それ以前の研究成果についてリポジトリでの公開を妨げるものではありません。

(リポジトリへの登録)

5. 研究者は、研究成果をリポジトリで公開する場合、リポジトリへの登録が許諾される適切な版をできるだけ速やかに本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等に関する事項は、「東京経済大学学術機関リポジトリ管理運用規程」に基づき取り扱う。

(1) 登録するタイミング

出版社や学協会によっては、論文出版後の一定期間リポジトリ等での公開を禁止している場合があります。その場合は、公開禁止期間（エンバーゴ）終了後にリポジトリへの登録を行うものとします。（なお、即時OA化が義務づけられる場合の「即時」については、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策（関係府省申合せ）において、「目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい」とされています。）

(2) 「リポジトリへの登録が許諾される適切な版」

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌によって異なります。出版社等によっては、「出版社版（ないし出版者版）」（実際に出版された版）の公開を許諾している場合もありますが、それが認められていない場合は、「著者最終稿」（学術雑誌等にアクセプトされる直前に著者が提出した原稿のこと）で、査読は反映されているが、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版）等、出版社版に最も近い版を提供してください。

(3) その他の確認事項

- ・出版社や学協会の著作権規程や著作権譲渡書等により、上記(1)・(2)も含め、リポジトリ等での公開の可否、公開する際の条件等について十分に確認してください。
- ・共著論文の場合、リポジトリでの公開について必ず共著者全員の許諾を得てください。

(その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

- (1) 本ポリシーの実施に際し必要な事項は、この要領に定めています。定めのない事項については、必要に応じ、研究委員会、図書委員会での協議を経て定めます。
- (2) 要領の内容は、今後、国内外のオープンアクセスに関わる動向や学内関連部署との調整等をふまえて変更される場合があります。

以上